

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、責任ある経営体制の確立と業務の健全かつ適切な運営を確保し、株主、お客さま、従業員、地域社会等すべてのステークホルダーからの高い信頼の獲得と企業価値向上の実現を目指し、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、ステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 独立社外取締役の活用による取締役会の業務執行の監督機能の実効性を確保する。
- (5) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた株主との建設的な対話に努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社の政策保有株式に関する方針ならびに議決権行使基準につきましては、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第7条(政策保有株式)に規定しており、その内容は以下のとおりであります。

○上場株式の政策保有に関する方針

・当社グループは、当社グループならびに取引先の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、または取引先との安定的な取引関係の構築を目的として、純投資目的以外の株式(以下、「政策保有株式」という)を保有することができる。

・当社は、毎年、取締役会において、当社グループが保有する主要な政策保有株式について、そのリスクとリターン等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来見通しに基づき、保有の可否を検証する。

○議決権行使基準

・当社グループは、政策保有株式の議決権について、次に掲げる考え方のもと、原則すべての議案に対して行使する。

(1) 当社グループおよび取引先における持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点、株式価値の維持・向上の観点から、議案ごとに賛否を判断する。

(2) 株式価値に大幅な変動を及ぼす場合のほか、重要なコンプライアンス違反があった場合等、特に注意を要する場合には、当該取引先との対話等による十分な情報収集を行ったうえで、議案に対する賛否を判断する。

【原則1-7】

当社では、当社および株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、当社グループにおいて、役員・主要株主等との取引を行う場合には、以下のとおり対応しております。

・取締役および執行役は、当社の就業業務を行う場合、または利益相反に該当する取引を行う場合、取締役会の承認を得なければならないこととしております。

・当社は、子会社または主要株主(直接または間接に10%以上の議決権を保有する株主)との間で、通常一般に行われる取引条件によらない取引を行う場合、取締役会の承認を得なければならないこととしております。

【原則3-1】

(1) 当社は、企業理念を以下のとおり定めております。

・存在意義: 「豊かさの創造に寄与する」

・経営姿勢: 「地域と共に生きる」

・行動規準: 「誇りと喜びをもって行動する」

また、当社グループの経営戦略・経営計画として中期経営計画を策定し、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照下さい。

(http://www.ashikaga-hd.co.jp/company/management_plan.html)

(2) 当社では、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営方針を定めた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定め、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照下さい。

(http://www.ashikaga-hd.co.jp/shareholder/c_governance/)

(3) 報酬委員会が取締役および執行役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きについては、本報告書の「【取締役・執行役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に掲載しておりますので、ご参照下さい。

(4) 取締役候補者の選任は指名委員会において、執行役の選任は取締役会において、それぞれ決定しております。それぞれの決定にあたっての方針と手続きについては、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第15条(取締役会の構成)、第17条(取締役の選任)、第21条(執行役の構成・選任)、第23条(指名委員会)に規定しておりますので、ご参照下さい。

(http://www.ashikaga-hd.co.jp/shareholder/c_governance/)

(5) 代表執行役兼務者を含む取締役候補者の選任理由につきましては、下記をご参照下さい。

【取締役候補者の選任理由】

・藤澤智(再任)

平成20年7月より当社取締役兼代表執行役社長ならびに当社グループの足利銀行取締役兼代表執行役頭取を、平成26年6月からは当社取締役兼代表執行役会長を務め、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しております。引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者として選任いたしました。

・松下正直(再任)

当社グループの足利銀行において、事務システム部門、融資部門、経営企画部門の担当執行役を歴任し、平成26年6月より取締役兼代表執行役頭取を務めております。当社においても、執行役経営企画部長、平成26年6月より取締役兼代表執行役社長を務め、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しております。引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者として選任いたしました。

・小野訓啓(再任)

当社グループの足利銀行において、平成22年6月に事務システム部門の担当執行役に就任し、平成24年6月より取締役を務めております。当社においても、平成25年6月より取締役(監査委員)を務め、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しております。引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者として選任いたしました。

・小又正高(再任)

当社グループの足利銀行において、平成23年6月に執行役に就任し、エリア本部長、営業推進部門の担当執行役を歴任し、平成26年4月より取締役を務めております。当社においても、平成26年6月より取締役を務め、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しております。引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者として選任いたしました。

・高木新二郎(再任)

弁護士としての専門的知見及び経験を有することから、当社の経営全般にわたり、指導・助言をいただくため、社外取締役候補者として選任いたしました。

・甲良好夫(再任)

公認会計士としての専門的知見及び経験を有することから、当社の経営全般にわたり、指導・助言をいただくため、社外取締役候補者として選任いたしました。

・北村光弘(新任)

一般社団法人栃木県商工会議所連合会会長を務める等、栃木県経済に精通しており、また経営者としての見識及び経験を有することから、当社の経営全般にわたり指導・助言をいただくため、社外取締役候補者として選任いたしました。

・福井祥二(再任)

野村證券株式会社における金融業務に関する豊富な経験と幅広い知見を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者として選任いたしました。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、法令および定款に定められた事項のほか取締役会規定において定める重要な事項の決定を行い、取締役会が決議する事項として定められた事項を除く業務の決定を執行役に委譲しております。

【原則4-8】

取締役会は、取締役会の全体としての多様な知見・専門性を備えたバランスの取れた構成をはかるとともに、独立社外取締役を2名以上選任することとしております。なお、取締役会の構成、取締役の選任については、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第15条(取締役会の構成)、第17条(取締役の選任)に規定しておりますので、ご参照下さい。

(http://www.ashikaga-hd.co.jp/shareholder/c_governance/)

【原則4-9】

社外取締役の独立性基準については、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の脚注5に規定しておりますので、ご参照下さい。

(http://www.ashikaga-hd.co.jp/shareholder/c_governance/)

【補充原則4-11-1】

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続については、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第15条(取締役会の構成)、第17条(取締役の選任)に規定しておりますので、ご参照下さい。

(http://www.ashikaga-hd.co.jp/shareholder/c_governance/)

【補充原則4-11-2】

取締役候補者の重要な兼職の状況については、当社ホームページにて公表しております「株主総会招集ご通知」に掲載しておりますので、ご参照下さい。

(<http://www.ashikaga-hd.co.jp/shareholder/inc/generalmeeting/>)

【補充原則4-11-3】

当社の取締役会は、取締役会の運営の改善等に活用するため、毎年、各取締役に対して、取締役会の構成や運営等に関する意見を確認するなどして、取締役会全体の実効性等について分析・評価を行うこととしております。

平成27年度は、全取締役に対し「取締役会の構成等」、「取締役会の運営」、「取締役会による機能発揮の状況」に関するアンケート調査を実施いたしました。その取りまとめ結果を踏まえ、平成28年3月開催の取締役会において、取締役会全体の実効性等についての分析・評価を実施いたしました。この中で、取締役会全体の実効性は確保されていると評価しております。

なお、取締役会機能のさらなる充実に向けて、以下の課題を全取締役が共有しております。

- ・社外取締役への支援体制の充実
- ・取締役会資料の早期配付および事前説明の充実
- ・株主等への主体的な情報発信、建設的な対話にかかる議案の取締役会における定期的な審議と取締役会へのフィードバックの実施

【補充原則4-14-2】

取締役・執行役に対するトレーニングの方針については、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第26条(取締役および執行役の研鑽・研修)に規定しておりますので、ご参照下さい。

(http://www.ashikaga-hd.co.jp/shareholder/c_governance/)

【補充原則5-1】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針については、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第27条(株主・投資家との対話)に規定しておりますので、ご参照下さい。
(http://www.ashikaga-hd.co.jp/shareholder/c_governance/)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	122,900,000	36.87
オリックス株式会社	40,000,000	12.00
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	19,000,000	5.70
三井住友海上火災保険株式会社	15,000,000	4.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,723,900	3.21
ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合	10,000,000	3.00
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	9,844,103	2.95
JP MORGAN CHASE BANK 385632	6,861,976	2.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,713,800	2.01
日本生命保険相互会社	5,000,000	1.50

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

当社は、足利銀行の受皿として選定された野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社およびネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社を中心に構成される企業連合を株主として、平成20年4月1日に設立されました。その後の受皿移行手続きを経て、平成20年7月1日に足利銀行を子銀行とする銀行持株会社となりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高木 新二郎	弁護士											
甲良 好夫	公認会計士											
北村 光弘	他の会社の出身者								○			
福井 祥二	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
高木 新二郎	○	○		○	高木氏が顧問を務めている野村證券株式会社は、当社の主要株主(野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社)の親会社である野村ホールディングス株式会社の子会社ですが、同氏の顧問としての職務の内容や性質に照らして独立性に懸念はないと考えます。 なお、当社及び足利銀行は高木氏との取引関係はありません。	弁護士としての専門的知見及び経験を有することから、当社の経営全般にわたり、指導・助言をいただくため、社外取締役として選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。
甲良 好夫			○	○	当社及び足利銀行には甲良氏との取引関係はありません。	公認会計士としての専門的知見及び経験を有することから、当社の経営全般にわたり、指導・助言をいただくため、社外取締役として選任しております。また、一般株主との利益相反

						が生じるおそれがない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。
北村 光弘		○	○	○	北村光弘氏が代表取締役会長を務める株式会社横倉本店は、当社の子銀行である株式会社足利銀行と通常の銀行取引(預金取引、融資取引等)がありますが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断することから独立性に懸念はないと考えます。	一般社団法人栃木県商工会議所連合会会長を務める等、栃木県経済に精通しており、また経営者としての見識及び経験を有することから、当社の経営全般にわたり指導・助言をいただくため社外取締役として選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。
福井 祥二	○	○			当社の主要株主である野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社の取締役として業務執行にあたっています。	金融業務に関する豊富な経験と幅広い知見を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	0	1	2	社内取締役
報酬委員会	4	0	1	3	社内取締役
監査委員会	3	1	1	2	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 5名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
藤澤 智	あり	あり	×	×	なし
松下 正直	あり	あり	○	○	なし
堀江 裕	なし	なし	×	×	なし
清水 和幸	なし	なし	×	×	なし
齊藤 秀雄	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

取締役のうち1名は監査委員会専属で他の職務を兼務しておりません。
監査委員会事務局に所属する使用人は専ら監査委員会に係る職務にのみ従事しており、他の職務を兼務しておりません。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

ア. 内部監査部門と監査委員会との連携

監査委員は、内部監査部門の監査部と監査体制や監査方針(内部監査計画)について、意見交換を実施しております。また、監査部監査結果の閲覧や月次の監査報告会(社長以下の経営陣へ監査結果報告)への出席等を通じ、連携強化に努めております。

イ. 内部監査部門と会計監査人との連携

監査部は、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)と、適宜、監査方針(内部監査計画)や監査体制について意見交換を行い、内部監査の実効性確保に努めております。

ウ. 監査委員会と会計監査人との連携

監査委員会は、会計監査人より監査計画書を受領しその重要事項の説明を受けるとともに、定期的な面談を行い監査実施状況の報告を受け、意見交換を行うなど、実効的かつ効率的な監査の実施を図るべく、連携を密にして取り組んでおります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3名

その他独立役員に関する事項

社外取締役4名のうち、独立役員の資格を満たす3名を独立役員に指定しております。
指名委員会は、独立性を有する社外取締役が2名以上となるよう、社外取締役候補者を選任することとしております。なお、独立性の判断基準は以下のとおりです。

1. 独立性を有する社外取締役とは、以下のいずれの要件にも該当しない者と定めております。
 - (1)当社またはその子会社(以下「当社グループ」という)の業務執行取締役もしくは執行役またはその他の使用人(以下「業務執行者」という)、または、その就任の前10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
 - (2)当社の主要株主(直接または間接に10%以上の議決権を保有する者)またはその業務執行者
 - (3)当社グループを主要な取引先とする者(次のア～イに掲げる者でその親会社もしくはその重要な子会社を含む)、またはその業務執行者
ア. 直近の事業年度における連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けている者
イ. 当社グループから受ける融資残高が最上位となっている者で、かつ他の調達手段により短期的に代替が困難と判断される場合
 - (4)当社グループの主要な取引先(次のア～イに掲げる者でその親会社もしくはその重要な子会社を含む)、またはその業務執行者
ア. 当社グループに対して、直近の事業年度における当社連結業務粗利益の2%以上の支払いを行っている者
イ. 当社グループが、その資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者等
 - (5)当社グループから、過去3年平均にて年間1,000万円を超える寄付等を受けている法人・団体等の理事その他の業務執行者
 - (6)当社グループから、役員報酬以外に過去3年平均にて年間1,000万円以上の報酬その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人・団体等である場合は、当該法人・団体等に所属する者を含む)
 - (7)過去3年間に於いて、上記(2)から(6)の条件に該当する者
 - (8)本人の配偶者または二親等以内の親族が、上記(1)から(6)の条件に該当する者
 - (9)その他、当社の一般株主全体との間で上記(1)から(8)において考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者
2. 上記(1)から(9)のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足し、かつ、当該人物が当社の独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立性を有する社外取締役候補者として選任することができる。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社および足利銀行の取締役及び執行役が受ける報酬については、職責に応じた確定金額報酬を支給しております。あわせて、必要に応じ、確定金額報酬のほか、当社の収益力、業績向上をはかり企業価値を増大させることを目的として、業績連動型の報酬、新株予約権などの不確定金額報酬、非金銭報酬の支給を行うことがあります。
当社および足利銀行の取締役(社外取締役を除く)および執行役には、株主との利害の一致をはかりながら収益力の一層の向上と財務体質の健全化を進めるインセンティブを与え、企業価値を増大させることを目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプションを付与することにより、当社および足利銀行の役員に対し、株主との利害の一致をはかりながら収益力の一層の向上と財務体質の健全化を進めるインセンティブを与え、目指す方向性の着実な実現に向けた役員らのベクトルの統一および意欲・士気の向上ならびに有能な人材の確保等を通じ、当社グループの企業価値を増大させることを目的とする。

【平成21年3月2日付】

割当日時点で当社または足利銀行に在籍の役員1,864名に対して26,849個を割当。

- ・当社の取締役、執行役(社外取締役を除く)6名に対して640個。
- ・足利銀行の取締役、執行役(社外取締役を除く)10名に対して800個。
- ・足利銀行の従業員(外部企業からの出向受入者を除く)1,848名に対して25,409個行使者なし。

【平成22年1月4日付】

割当日時点で当社または足利銀行に在籍の役員1,894名に対して26,987個を割当。

- ・当社の取締役、執行役(社外取締役を除く)6名に対して640個。
- ・足利銀行の取締役、執行役(社外取締役を除く)10名に対して800個。
- ・足利銀行の従業員(外部企業からの出向受入者を除く)1,878名に対して25,547個行使者なし。

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役(社外取締役除く)、社外取締役、執行役の区分ごとに、報酬等の総額および報酬等の種類別(基本報酬、賞

与、退職慰労金、ストック・オプション、その他)の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬委員会において「取締役及び執行役の個人別の報酬の内容に係る決定に関する方針」を以下のように定め、この方針に則り報酬額を決定しております。

<報酬体系>

(ア)当社の取締役及び執行役が受ける報酬については、職責に応じた確定金額報酬のほか、必要に応じ、当社の企業価値を増大させることを目的として、業績連動型の報酬、新株予約権などの不確定金額報酬、非金銭報酬の支給を行うことがあります。

なお、それぞれの退任時には「役員退職慰労金規定」に基づき、社外取締役を除き、退職慰労金を支給できるものとし、経済環境その他状況に応じて対応していくこととしております。

(イ)社外取締役が受ける報酬については、その主な職務が監督機能であることに鑑み、確定金額報酬を基本として支給するものとしています。

(ウ)取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給いたします。

(エ)当社と子会社である株式会社足利銀行とを兼務する取締役及び執行役の報酬の支給にあたっては、当該兼務により各人が受ける報酬の全額を当社から支払うこととしています。

<取締役の報酬>

(ア)確定金額報酬の支給水準については、取締役の職務である監督機能を発揮する観点から、職責の内容及び当社の現況に応じて相当と思われる程度としています。

(イ)業績連動型報酬については、年1回、事業年度終了後、当社の業績及び職務遂行状況に応じて支給いたします。

(ウ)その他不確定金額報酬及び非金銭報酬の支給水準、支給内容については、貢献度に応じた一定の範囲内で支給することとし、当社の現況及び職責の内容に応じて相当と思われる程度としています。

(エ)社宅については、業務上の必要性等がある場合に相当の範囲内で提供、支給いたします。

<執行役の報酬>

(ア)確定金額報酬の支給水準については、その役位、職責の内容ならびに当社の現況に応じて相当と思われる程度としています。

(イ)業績連動型報酬については、年1回、事業年度終了後、当社の業績及び個人別の担当部門の業績に応じて支給いたします。

(ウ)その他不確定金額報酬及び非金銭報酬の支給水準、支給内容については、貢献度に応じた一定の範囲内で支給することとし、当社の現況及び職責の内容に応じて相当と思われる程度としています。

(エ)社宅については、業務上の必要性等がある場合に相当の範囲内で提供、支給いたします。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会付議事項について事前に資料を配布し、必要に応じ経営企画部の職員が事前説明を実施しております。監査委員に関しては、他の職務を兼務しない監査委員会事務局の職員による資料等の収集・作成等のほか、必要に応じて常勤の監査委員が事前の説明等を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)当社は指名委員会等設置会社であります。当社の機関の概要は以下の通りです。

ア. 取締役会

取締役会は、取締役8名(うち社外取締役4名)で構成され、経営の基本方針や重要な業務等を決定するとともに、取締役及び執行役の職務の執行の監督を行っております。社外取締役に關しては、経営品質の向上やコーポレート・ガバナンスの強化という観点から、企業再生の分野で豊富な経験と実績を有する弁護士のほか、公認会計士、金融業務経験者、地域経済界からそれぞれ招聘し、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制としております。取締役会は原則月1回開催しております。

イ. 指名委員会

指名委員会は、取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容等の決定を行っております。

ウ. 報酬委員会

報酬委員会は、取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針や、個人別の報酬の内容等の決定を行っております。

エ. 監査委員会

監査委員会は、取締役3名(うち社外取締役2名、委員長は社外取締役)で構成され、取締役及び執行役の職務の執行を監査し、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任、並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容等の決定を行っております。監査委員会は原則月1回開催しております。

オ. 執行役・グループ経営会議等

当社の執行役は5名で構成され、執行役会長、執行役社長のほか、経営企画部門、経営管理部門、内部監査部門にそれぞれ担当執行役を配置し、グループとしての各担当部門を統括する役割と権限を与えることにより、株式会社足利銀行の各関連部門と密接に連携しながら、銀行持株会社としての経営管理機能を適時・適切に果たしております。

当社は、取締役会から委譲された範囲内で執行役が業務の決定を行うにあたり、業務執行上の重要事項を協議・決定する機関として、グループ経営会議、グループALM会議、グループコンプライアンス会議を設置しております。

(ア)グループ経営会議

グループ経営会議は、執行役社長及び部門担当執行役により構成し、取締役会から執行役に委譲された権限の範囲内で業務の決定を行うとともに、業務の基本方針等の業務執行にかかる重要事項を協議・決定しております。なお、グループ経営会議は、毎月1回定例開催するほか、必要に応じ随時開催しております。

(イ)グループALM会議

グループALM会議は、執行役社長及び部門担当執行役により構成し、取締役会から執行役に委譲された権限の範囲内で、グループのリスク管理及び自己資本管理を含む資産・負債の管理に関する方針等の重要事項について、検討並びに協議・決定を行っております。なお、グループALM会議は、毎月1回定例開催するほか、必要に応じ随時開催することとしており、株式会社足利銀行におけるALM会議と共同開催しております。

(ウ)グループコンプライアンス会議

グループコンプライアンス会議は、執行役社長及び部門担当執行役により構成し、取締役会から執行役に委譲された権限の範囲内で、法令等遵守に関する業務の決定を行うほか、法令等遵守の実践に関する重要事項の検討並びに協議・決定を行っております。なお、グループコンプライアンス会議は、毎月1回定例開催するほか、必要に応じ随時開催することとしており、株式会社足利銀行におけるコンプライアンス会議と共同開催しております。

(2)当社は定款において、社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役の全員と締結した責任限定契約の概要は次のとおりであります。

(責任限定契約)

会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うについて善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円と会社法第425条第1項に定める責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは、責任ある経営体制の確立と業務の健全かつ適切な運営を確保し、お客さま、株主、地域社会、従業員等すべてのステークホルダーからの高い信頼の獲得と企業価値向上を目指しております。この実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営の重要な課題と位置づけ、経営の透明性の確保と経営に対する監督機能の強化、意思決定のスピードと業務執行機能の向上に取り組んでおります。

当社及び子会社である株式会社足利銀行は、経営監督機能の強化と業務執行機能の向上をはかるため、「指名委員会等設置会社」とし、経営の透明性と客観性を高めております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月25日開催の第7回定時株主総会の招集通知を平成26年6月3日(22日前)に発送いたしました。 また、招集通知発送日に先立つ5月29日に、招集通知のPDFファイルを東京証券取引所と当社のウェブサイトに掲載しました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会については、年間を通し最も集中する日とならないよう開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席できない株主の利便性向上を図るため、インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用することとしております。
招集通知(要約)の英文での提供	平成27年6月25日開催の第7回定時株主総会より、招集通知を英訳し、東京証券取引所と当社のウェブサイトに掲載しました。
その他	株主総会招集通知を当社ホームページに掲載しており、「個別注記表」および「連結注記表」については、当社ホームページへの掲載により、株主の皆さまに提供しております。また、株主総会終了後に、臨時報告書をホームページに掲載し、株主総会議案の議決結果を公表しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ではディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレートガバナンスの一環と位置づけ、ディスクロージャーの充実を通じた株主・投資者の皆様の信頼の向上こそが株主価値の増大につながるものと考えております。 当社は、会社情報の開示に係る当社グループの基本姿勢・方針を示す「グループディスクロージャーポリシー」を制定し、当社ホームページ上で公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年度より、個人投資家向けの会社説明会を開催しています。 平成26年度開催実績 5回	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年度より、年2回の決算発表後にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	機関投資家向け説明会で使用した資料をすみやかにホームページに掲載しております。あわせて、英文版の資料も同時に掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内に広報IRグループを設置しております。 IR担当役員は経営企画部を担当する執行役です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社および子会社である株式会社足利銀行の「企業理念」において、地域の総合金融機関として、地域社会のすべての人々の豊かさの創造に寄与し続けることを第一番目に掲げております。 ●存在意義「豊かさの創造に寄与する」 ●経営姿勢「地域と共に生きる」 ●行動規準「誇りと喜びをもって行動する」
	広報IRグループおよび足利銀行広報室が統括、関係各部が連携し、「あしぎんの森」づくり、

環境保全活動、CSR活動等の実施	足尾の山への植樹活動、新入行員への環境研修導入、日光杉並木オーナー制度への参加（一団体としては最多の80本を所有）、「エコ通勤week」運動への参加、環境配慮型私募債の引受、ディスクロ誌の環境認証などに取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	銀行法に基づくディスクロージャー誌については法定項目の開示にとどまらず、広くステークホルダーに対する情報提供をも目的として編集しています。また、当社および足利銀行のホームページ上でもステークホルダーに対する情報提供を行っています。
その他	【女性の活躍促進に向けた取組み】 足利銀行において「女性が高いモチベーションを維持し、安心して長く勤務することができる職場環境」、「女性が上位職を目指す意識の醸成、組織、風土作り」等を促進するため、体制面や環境面の整備に取り組んでいます。 ・平成25年に女性が活躍できる職場作りPTを立ち上げ、その意見等を踏まえ、26年度に「再雇用制度」「職位復職制度」「半日休暇制度」を導入。 ・女性活躍機会拡大に向けて、女性の渉外担当を配置し（年10名）、体系的に育成。 ・平成26年度に「均等推進企業部門」において、栃木労働局長優良賞を受賞。 ※平成27年3月31日現在の女性役職者数：173名（女性比率12.3%）

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、地域金融機関として業務の健全性・適切性を確保し、円滑かつ適正な資金供給と金融サービスの提供により、地域並びにお客さまの安定・発展に貢献するためには、適切なコーポレート・ガバナンス（企業統治）のもと、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）の業務のすべてにおいて法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの適切な管理が行われるとともに、業務の効率性を確保する必要があると認識しております。こうした認識を踏まえ、内部統制システムが有効に整備され、かつ機能することを目的として、「グループ内部統制基本方針」を取締役会において以下の内容を決議しております。

ア. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

(ア) 当社グループは、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、当社グループのコンプライアンス基本方針を定め、役職員はこれを守ります。

(イ) 法令等遵守の統括部署を設置し、法令等遵守態勢の整備・確立をはかる。

(ウ) 取締役会は、法令等遵守態勢が有効に機能しているか、業務執行の監督を行い、監査委員会においてこれらの監査・評価を行う。

(エ) 法令等に反する行為、不正な行為に対しては、懲戒を含め厳正に対処する。役職員は、これらの行為またはそのおそれのある行為を認めた場合、直ちに監査委員会またはコンプライアンス統括部署に報告する。

イ. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

(ア) 執行役に対し職務の遂行に係る文書の保存義務を課すとともに、適切な文書管理体制の整備をはかる。

(イ) 監査委員会または監査委員会が指定する委員は、執行役の職務の遂行に係る文書をいつでも閲覧することができることとする。

ウ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

(ア) リスク管理態勢の整備・確立をはかるべく、当社グループのリスク管理の基本方針を定めるとともにリスク管理の統括部署を設置し、適切なリスク管理を行う。

(イ) 取締役会及び監査委員会は、リスク管理統括部署等に対し、定期的にリスクの状況に関する報告を求め、当社グループのリスク管理態勢の整備・充実につとめる。

エ. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

(ア) 取締役会は、業務の円滑かつ適切な運用をはかるべく、当社の機構、分掌、職制等業務運営に関する基本的事項を定める。

(イ) 執行役は、取締役会において定めた経営の基本方針、職務分掌に基づき業務執行を行う。

(ウ) 執行役は、取締役会から委任された職務について、その権限の範囲において適切かつ効率的な職務執行を実現するとともに、定期的に、取締役会において自己の職務執行状況を報告する。

オ. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

(ア) 当社は、子会社から必要な報告を受けること等により当社グループの経営管理を行い、当社グループ全体における業務の適法性及び適切性を確保するほか、業務の効率性を確保し、当社グループ全体としての健全経営を堅持しつつ事業目的の達成をはかる。

(イ) 当社グループは、経営方針を策定するとともに、法令等遵守、顧客保護等の徹底及び適切なリスク管理につとめることとする。

(ウ) 内部監査部門は、当社グループの業務運営全般に関し適法性及び適切性の検証を行い、代表執行役社長、担当執行役及び監査委員会に報告する。

カ. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会事務局を設置し、監査委員会の職務を補助する使用人を配置する。

キ. 前号の使用人の執行役からの独立性ならびに監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき使用人が、その職務を遂行するうえで、執行役から不当な制約を受けることがないよう、執行役は配慮しなければならないほか、当該使用人の人事異動、人事評価については監査委員会の同意を要することとするなどにより、その独立性ならびに監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

ク. 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人、ならびに子会社の取締役、監査役、執行役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項

(ア) 当社グループにかかる重要事項について適切に対処できるよう、当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人、ならびに子会社の取締役、監査役、執行役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、監査委員会に対して報告すべき事項を定める。

(イ) 監査委員は、その職務遂行のために必要と判断したときは、いつでも当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役または使用人、ならびに子会社の取締役、監査役、執行役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者に報告を求めることができることとする。

ケ. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査委員会へ報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とした懲戒、差別等の報復行為、人事考課への悪影響等、いかなる不利益な取扱いをしない。

コ. 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会または監査委員が監査を実施するため、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他外部専門家を任用する場合または調査等の事務を委託する場合等に要する費用については、監査委員会または監査委員の職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、当社が負担する。

サ. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、監査委員会と内部監査部門とが連携し、内部監査部門は内部監査計画を策定のうえ監査委員会に報告するとともに、内部監査結果についても監査委員会に報告することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、「信頼の確保」「法令等の遵守」「反社会的勢力との対決」「経営の透明性確保」「法令等遵守態勢の整備・確立」からなる「グループコンプライアンス基本方針」を定めています。

特に「反社会的勢力との対決」については、「当社グループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる勢力とは、断固として対決する」方針を掲げています。

暴力団等反社会的勢力による銀行の利用を許せば、犯罪収益の隠匿、マネー・ローンダリングの手段として利用されるなど、不法な資金獲得活動の温床となるおそれがあります。統括部署である経営管理部および足利銀行のコンプライアンス統括部が中心に反社会的勢力の情報を収集、一元管理し、これら勢力への対応の基本は介入する隙を与えないこと、万一何らかの形で介入してきた場合には、関連部署の連携・協力体制のもと事実を正確に把握し、冷静に対応すること、そのために、各契約書に暴力団排除条項を導入するとともに、日頃から未然防止のためマニュアル等の作成、教育・研修、警察当局等への通報・相談等の体制整備等をはかっております。

V その他

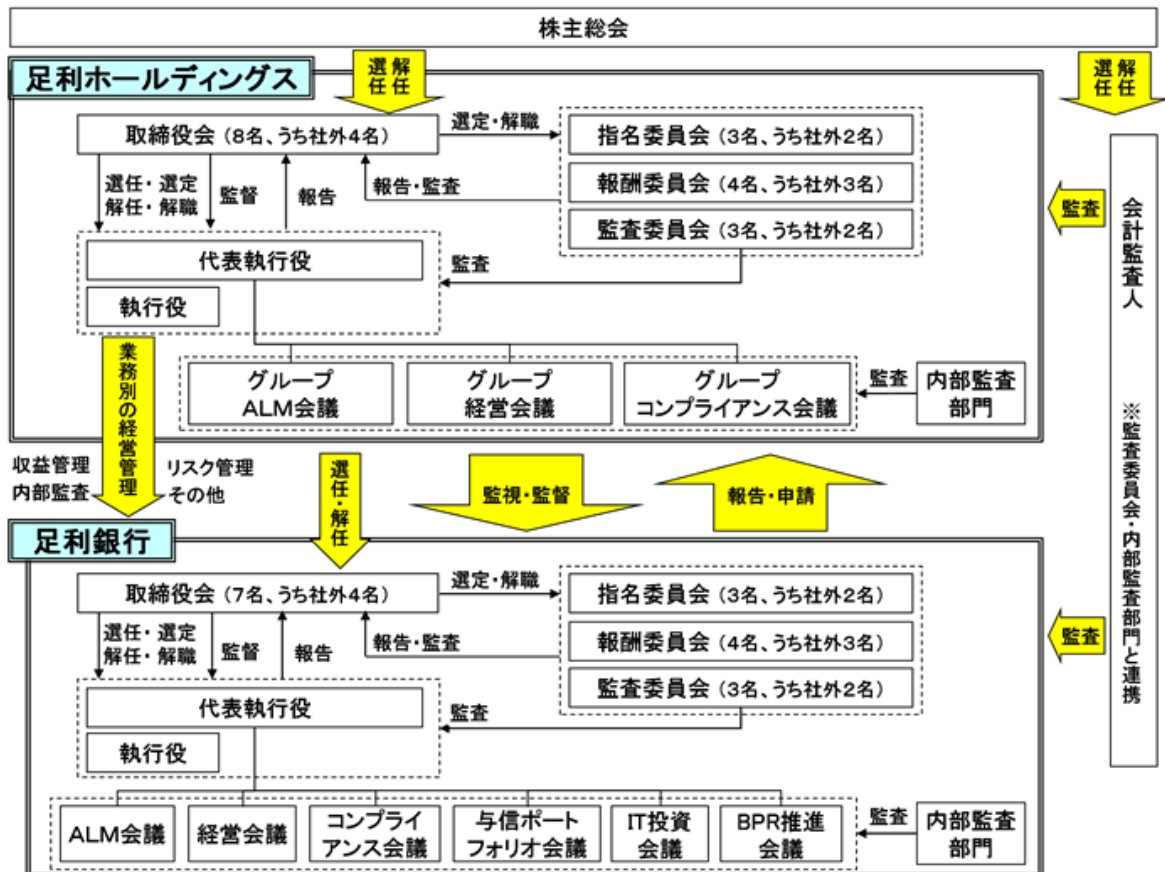
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



足利ホールディングス

